

砂川市訓令第9号

令和6年3月26日

砂川市委託型地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市委託型地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する訓令

砂川市委託型地域おこし協力隊設置要綱(令和2年訓令第21号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「相当する額」の次に「及び同条例第20条の2に規定する勤勉手当に相当する額」を加える。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。